

子ども・子育て支援法案に対する修正案要綱

第一 定義の修正

「教育・保育施設」の定義を置き、認定こども園、幼稚園及び保育所をいうものとする。

(第七条第四項関係)

第二 収入の状況等に係る文書の閲覧の求め等の範囲の限定

市町村が、資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧を求めらるること等ができる者を、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者又は小学校就学前子どもの扶養義務者に限定すること。

(第十六条関係)

第三 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給に関する修正

一 施設型給付費の支給

市町村は、支給認定に係る小学校就学前子ども（以下「支給認定子ども」という。）が、市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設から当該確認に係る教育・保育を受けたときは、当該支給認定子どもに係る保護者に対し、施設型給付費を支給するものとする。

(第二十七条第一項関係)

二 地域型保育給付費の支給

市町村は、支給認定子どもが、市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育事業者から当該確認に係る地域型保育を受けたときは、当該支給認定子どもに係る保護者に対し、地域型保育給付費を支給するものとする。 (第二十九条第一項関係)

第四 教育・保育施設及び地域型保育事業者に関する修正

一 教育・保育施設

1 教育・保育施設の確認

(1) 教育・保育施設の確認は、設置者の申請により、教育・保育施設の区分に応じ、小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行うこと。 (第三十一条第一項関係)

(2) 施設型給付費に係る教育・保育施設の欠格要件の規定等を削除すること。

(第三十一条第四項から第七項まで及び第三十三条関係)

(3) 市町村長は、確認において定めた利用定員を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知

事に協議しなければならないこととする。

(第三十二条第三項関係)

2 教育・保育施設の基準

確認を受けた教育・保育施設の設置者は、認定こども園の認定基準又は幼稚園若しくは保育所の認可基準を遵守しなければならないこととする。

(第二十四条第一項関係)

3 確認の取消し

(1) 市町村長は、確認を受けた教育・保育施設の設置者が教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、教育・保育施設の認可を行った都道府県知事に通知しなければならないこととする。

(第二十九条第二項関係)

(2) 確認を受けた教育・保育施設の設置者が、教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な運営をすることができなくなったと教育・保育施設の認可を行った都道府県知事が認めるときには、市町村長は、確認の取消し等ができることとともに、確認を取

り消された教育・保育施設の設置者等は、その取消しの日等から起算して五年を経過するまでの間は、確認の申請をすることができないこととする事。

(第四十条関係)

二 地域型保育事業者

地域型保育事業者についても、教育・保育施設に準じて、確認に関する規定を整備すること。

(第四十三条から第五十四条まで関係)

第五 地域子ども・子育て支援事業に関する修正

地域子ども・子育て支援事業に、子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子ども保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業を追加すること。

(第六十条関係)

第六 検討

一 政府は、平成二十七年度以降の次世代育成支援対策推進法の延長について検討を加え、必要があると

認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (附則第二条第二項関係)

二 政府は、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童健全育成事業に従事する者等の処遇の改善に資するための施策の在り方並びに保育士資格を有する者であつて現に保育に関する業務に従事していない者の就業の促進その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (附則第二条第三項関係)

三 政府は、公布後二年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (附則第二条第四項関係)

四 政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に努めるものとする。 (附則第三条)

第七 経過措置

一 市町村は、児童福祉法第二十四条第一項の規定により保育所における保育を行うため、当分の間、支給認定子どもが、確認を受けた教育・保育施設（民間立の保育所に限る。）から保育を受けた場合は、

当該保育に要した費用について、内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額（以下「保育費用」という。）を、当該保育所に委託費として支払うものとともに、当該市町村の長は、保護者又は扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響等を考慮して定める額を徴収するものとする。

（附則第六条関係）

二 施行日に確認があつたものとみなされる対象に、この法律の施行の際現に存する認定こども園を追加すること。

（附則第七条関係）

第八 その他

その他所要の規定を整備すること。